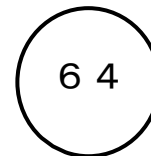


令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立明善高等学校
課程又は教育部門	全日制課程



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめの定義

いじめは以下のように法的に定義されている。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このいじめの定義においては、次の4点の要素を含むことに留意することが肝要である。

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめ防止のための目標

上記の法の定義は、些細な行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を踏まえて規定している。したがって、初期段階のいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

いじめはすべての生徒に起こりうるとの認識に立ち、全職員で下記の内容を達成することをいじめ防止のための目標とする。

- ①いじめが起こりにくい学校づくり
- ②いじめが早期に発見できる職員体制づくり
- ③多様化・複雑化するいじめへの対応を適切に行うための職員の資質能力の向上

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

学校の教育活動全体を通して、いじめに向かわせない態度・能力の育成に取り組むことで、未然防止につなげるものとする。また、いじめが生まれる背景について全職員の共通理解を図り、研鑽を行うものとする。具体的に、日常的に下記を重点目標として、いじめの未然防止に努める。

(1) 分かる授業づくり

授業についていけない焦りや学習に対する不安等から過度なストレスを生まないよう、主体的・対話的で深い学びの視点で学習過程の改善を行うことにより、教師の授業力と生徒の学習力で質の高い授業を展開し、全生徒に確かな学力が身に付くように指導及び支援を行う。

(2) 規律の確立

学校生活全ての場で、挨拶や時間の厳守等、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、他者に対する配慮の精神を養う。

(3) 自己有用感・自尊感情の向上

学校行事の企画・運営を生徒主体で行うことで、全生徒が一丸となるよう支援し、生徒の自己有用感や自己達成感の向上をはかる。

(4) いじめ防止等のための職員研修の実施

年に複数回、年間計画に位置づける形で、いじめ防止をはじめ、発達障がいや性同一性障がい等に関する職員研修を行うことで、全職員が共通認識をもって諸課題にあたることができるようする。

(5) 部活動における健全な精神の育成

健やかな心身を育むとともに、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や適切な人間関係を形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問を中心に指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは気付きにくい形で行われるとの認識に立ち、

- ①積極的にいじめを認知し、できるだけ多くの職員で関わる体制を作る。
- ②日常から望ましい信頼関係の構築に努めることで、生徒の細かい変化を見逃さない高いアンテナを保つ。
- ③積極的に情報交換を行い、全職員で情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

①面談の活用

面談週間や昼休み、放課後等を使い二者面談を定期的実施し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

②アンケート

生徒を対象とした「学校生活アンケート」を4月・5月・7月・8月・9月・10月・12月・1月・3月に実施、「いじめに特化した無記名のアンケート」を6月・11月・2月に実施する。担任を中心として即日点検を行い、日頃の観察で見逃している変化がないか確認する。保護者に対しては、「いじめのサインを見逃さないためのチェックリスト」を活用する。また、心の相談ポストを保健室前に設置し生徒指導主事が毎日チェックする。

③教育相談

アンケート等で生徒の変化に気づくのでは遅いとの認識に立ち、教育活動全体を通して日頃と異なる生徒の変化を見逃さず、機を逸することのないように積極的に教育相談を行う（心の相談、月1回開催）。教育相談では当該生徒への援助・指導を行うとともに、その内容を全体への指導に役立てる。

④教育相談委員会

教育相談委員会を毎月実施し、情報共有を行い、いじめ等の早期発見に努める。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ②いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）を活用して行き、事実関係の確認をした上で、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- ③心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。
- ④インターネットやSNS等を利用したいじめに対して迅速かつ適切に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。
- ③直ちに、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、速やかな対応を行う。
- ④校内いじめ問題対策委員会が中心となって聞き取りなど事実関係の把握を行い、校長に報告する。
- ⑤校長は県教育委員会への報告・連絡を行い、被害生徒の保護者への連絡を指示する。
- ⑥全職員で情報を共有し、組織的に対応する。
- ⑦教育上の指導が十分な効果を上げられない場合や、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、ためらうことなく久留米警察署へ通報し、支援を求める。
- ⑧部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- ⑨部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①被害生徒に非はないことと、自尊感情の向上に留意しながら事情聴取を行う。被害生徒や保護者に対して徹底して守り抜くことを伝えるなど、不安を取り除くとともに、安全確保を行う。
- ②信頼できる周囲の人と連携し、安心して学校生活を送れるような環境を整備する。

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①校内いじめ問題対策委員会を中心として、全職員が連携し、組織的に再発防止の措置を講ずることとする。具体的には、いじめの事実確認をしっかりと行き、心のケアとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然として指導し、今後の学校生活について、支援・助言を継続して行う。
- ②保護者に対しては迅速に事実を伝えた上で、今後の指導に対する理解と協力を求め、生徒の健全な人格の形成に向けて継続的に助言を行う。

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

- ①特定の加害者・被害者への指導にとどまらず、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の

- 問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることをしっかりと指導する。
- ②集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進め、生徒個々の成長を促すことができるよう継続的に指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。なお、必要に応じて地方法務局に協力を求めたり、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに久留米警察署に通報し、援助を求める。また、インターネット上のいじめは発見しにくいいため、情報モラル教育等を推進するとともに、保護者の協力が得られるよう、日頃から情報モラルに関わる啓発を行う。

(7) いじめの解消

いじめの解消は単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消した状態として、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを、校内いじめ問題対策委員会を通して校長が確認する。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも30日を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。なお、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①調査組織の設置

重大いじめ調査委員会を設置し、外部専門家等への依頼を行う。

②調査を開始する

事実を客観的にかつ速やかに調査する。なお、情報提供者への配慮を最優先として調査を行う。

③重大事態の発生及び調査結果を、県教育委員会を通じて県知事に報告

(2) 調査結果の提供及び報告

①調査により明らかとなった事実関係を適切に提供する

アンケート結果などを被害生徒やその保護者へ提供することがあることをあらかじめ伝えるなど、関係者の個人情報に十分配慮して行う。また、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。

②調査結果を、県教育委員会を通じて県知事に報告

調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含める。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 校内いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの未然防止を効率的かつ効果的に推進するため、以下のような機能をもつ。

①具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報があったとき、その調査・解決に向けて具体的な方策を組織的に実施するための中心的な役割

④家庭・地域との連携を図り、協力をお願いする。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

①組織名を「重大いじめ調査委員会」とする。

②当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

③客観的な事実関係を速やかに調査する。

④当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組について、学校自己評価の項目に位置付けるとともに、その評価をとおして積極的に取組の改善を図る。

また、いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価を以下の視点で行う。

①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組

・豊かな人間関係づくりに向けた指導の状況

・命の大切さについての指導の状況

・社会の一員としての意識についての指導の状況

・規範意識の向上に向けた指導の状況

②定期的・必要に応じたアンケートの実施によるいじめの早期発見・早期対応

③個人面談・教育相談の実施による生徒理解